

契約書（案）

公益財団法人堺市文化振興財団（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、次の条項により飲料等自動販売機（以下「自動販売機」という。）設置に係る契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（物件の表示）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「当該物件」という。）を乙に使用させ、乙はこれを受け、設置に係る納付金を甲に支払うものとする。

設置番号	物件の表示（設置場所）	納付金
①	（1階）エントランスロビー（自販機コーナー奥側）	① ④金29,700円 ② ③金39,600円 ⑤金19,800円 (消費税等相当額を含む。)
②	（1階）エントランスロビー（自販機コーナー出入口側）	
③	（1階）小ホール楽屋ラウンジ	
④	（1階）大ホール楽屋ラウンジ	
⑤	（1階）楽屋ロビー	

（使用目的）

第3条 乙は、当該物件を自動販売機の設置場所として使用しなければならない。

（設置期間）

第4条 本契約における設置期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとし、自動販売機の設置及び撤去に要する期間を含むものとする。また、甲が設置の期間を延長して支障がないと判断した場合は、乙との協議に基づき、単年度ごとに令和16年3月31日まで契約を更新することができる。ただし、契約の更新は、各年度における甲の予算の成立を前提条件とする。

（納付金）

第5条 当該物件の自動販売機設置に係る納付金は、年額金●●, ●●●円（消費税等相当額を含む。）とする。

（納付金の支払方法及び期限）

第6条 乙は、前条の納付金を甲の発行する請求書により、その指定する支払期限までに全額支払わなければならない。

（販売手数料）

第7条 乙は、販売実績に応じて下記のとおり販売手数料として甲に支払わなければならない。

販売手数料は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 毎月末締めによる販売実績(各販売商品の販売価格(消費税及び地方消費税を含む。))に販売本数を乗じて得た額)に●●%の割合を乗じて得た額とする。

(2) 前号により算出した額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(販売手数料の支払方法及び期限)

第 8 条 乙は、前条の販売手数料を甲の発行する請求書により、翌月の末日までに金額を支払わなければならない。

(遅延利息)

第 9 条 乙は、納付金を指定する支払期限までに支払いしなかった場合は、支払期限の翌日から支払いのあった日までの期間について、堺市財産規則(昭和 39 年規則第 6 号)第 3 2 条第 4 項に定める遅延利息の特例として附則に定める割合で計算した金額(100 円未満の端数があるとき、又は当該金額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(仕様書の遵守)

第 10 条 乙は、自動販売機の設置にあたっては、別紙仕様書の事項を遵守しなければならない。

(転貸の禁止)

第 11 条 乙は、当該物件における自動販売機の設置場所を第三者に転貸してはならない。

(使用上の制限)

第 12 条 乙は、当該物件の現状を変更し、又は工作物を設置してはならない。但し、特段の事情により甲の承認を受けたときは、この限りではない。

(物件保全義務)

第 13 条 乙は、善良な管理者としての注意をもって当該物件の維持保全に努めなければならない。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、次の各号のいずれかに該当した場合は、催告その他何らの手続を用いずに本契約を解除することができる。

(1) 本契約の期間中に、甲において当該物件を堺市が公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(2) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は本契約の期間内に履行の見込みがないとき。

(3) 乙が本契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき

(4) 乙の著しく社会的信用を損なう行為等により、自動販売機設置事業者としてふさわしくないと甲が判断したとき。

(5) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第108号）第3条各号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。

(6) 本契約に定める義務に違反する行為が認められたとき。

2 乙は、本契約の期間満了前に契約を解除しようとするときは、本契約の期間中、甲に対し毎年4月1日から10月31日までに書面で協議を申し出なければならない。この場合の解除の日は、解除することを決定した日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日とする。

（損失補償）

第15条 甲は、前条（第1項第1号を除く。）の解除によって生じた損失を一切補償しない。

（原状回復の義務）

第16条 乙は、第4条に規定する本契約の期間が満了したとき、甲が第14条の規定により本契約を解除したときは、速やかに自己の負担において、当該物件を原状に回復して返還しなければならない。但し、甲が原状に回復する必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

（費用の支出及び請求権の放棄）

第17条 本契約の期間中に当該物件に支出した一切の費用は、理由のいかんを問わず、すべて乙の負担とし、乙は、当該物件を返還するときに、これを甲に請求することができない。

（損害賠償）

第18条 乙は、その責めに帰すべき事由により当該物件の全部又は一部を滅失し、若しくは損したときは、甲の指示に従い速やかに原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（納付金の改定）

第19条 甲は、法律の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動したときは、改正以降における納付金は改正後の税率により計算した額に改定するものとする。

2 乙は、前項の改定により生じた納付金の差額を甲の発行する請求書により、その指定する支払期限までに支払わなければならない。

（納付金の不還付）

第20条 甲において、当該物件を公用又は公共用に供するため本契約を解除し、又は変更したとき、若しくは、乙の責めに帰することのできない理由により当該物件の使用の開始又は継続ができないときを除き、既納の納付金は還付しない。

2 甲は、第14条第2項の規定により本契約を解除した場合であっても、既納の納付金は

還付しない。

(法令の遵守)

第21条 甲乙両者は、本契約に定めるもののほか、堺市財産規則（昭和39年規則第6号）
その他法令に定める事項を誠実に遵守しなければならない。

(契約の費用)

第22条 本契約に要する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(契約保証金)

第23条 乙に納付させる本契約の契約保証金は、公益財団法人堺市文化振興財団契約規
程第28条の2第2号の規定により免除とする。

(疑義の決定)

第24条 本契約に関し疑義のある事項又は本契約に定めのない事項については、甲乙協
議のうえ決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その
1通を保有する。

令和 年 月 日

「甲」 住所 堺市堺区翁橋町2丁1番1号
氏名 公益財団法人堺市文化振興財団
理事長 服部 一史 印

「乙」 住所
氏名